

【記載例】 退職により未徴収税額を普通徴収(個人納付)に切り替える場合

令和7年度 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

係に願勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先で必要な手続を済ませたうえで、南相馬市税務課市民税係に提出してください。

異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度		現年度	・	新年度	・	両年度	
福島県南相馬市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 975 - 8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地		特別徴収義務者 指定番号	
令和7年12月24日 提出(注1)		フリガナ 名称(氏名)	株式会社 本町		0 3 8 4 1 2 3 4 5 6		所属 総務課 給与係
		代表者の 職氏名	代表取締役 本町 三郎		この届出に係る 担当者の連絡先		氏名 原町 次郎
		個人番号又は 法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		電話		0244-24-5226
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法
フリガナ	ミナミソウマ イチロウ		円	円	7	1 退職	1 特別徴収継続 (C欄記入)
氏名	南相馬 一郎		6	73,000	12	2 転職	2 一括徴収 (B欄記入) 〔全額を退職の際 納付します〕
生年月日	S・H 2年4月1日		12	52,000	24	3 長期欠勤	3 普通徴収 〔残額を本人が 納付します〕
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		円分 から			4 死亡	
1月1日 現在の 住所	〒979-2195 福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地		円分 まで			5 その他	
現在の 住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒 同上					6	

一括徴収の届出書

- (注1) 異動のあった月の翌9日(その日が土・日曜日、祝日に該当するときは、直前の平日)正午までにこの届出書を提出してください。
- (注2) 退職後国外へ転出する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。
- (注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
- (注4) 本市の特別徴収が初めての場合は、指定番号は無記入で提出してください。
- (注5) 受給者番号がある場合のみ記入してください。

一括徴収の理由(注2)	徴収予定		
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注3)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記(ウ)と同額〕
年 月 日 申出	月 日	円	円 (月分 月分 で納入します)
2. 1月1日以降に退職(注3)			

転勤等による特別徴収届出書 (欄外左側を参照。新勤務先が記入してください。)

月割額	円を	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号(注4)
月分 から徴収し 納入する。		フリガナ			この届出に係る 担当者の連絡先
受給者番号(注5)		氏名又は名称			所属
		代表者の 職氏名			氏名
		個人番号又は 法人番号			電話

【提出先】 〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 税務課 市民税係 電話 0244-24-5226

市記入欄	現年度	
	新年度	